

◆特集 女性の権利を世界基準に

―均等待遇への努力義務と解決金を勝ち取るたたかい― 同一労働同一賃金を求め、仙台高裁で和解成立！

契約社員高橋さんを支援する会 事務局長

星野 憲太郎

1 高橋さんの5年間の闘い

■2012年2月…キステム東北支店の岩手県内営業所で事務担当の臨時社員となる。

■2019年4月…正社員と同じくフルタイム、週5日、月給制となる。

■2019年10月…営業所長に対し、正社員との待遇差を問題にして是正を要求。

■2021年2月…情報労連キステム労組に加入。会社の考えを聞くだけだったので7月に脱退。

■2021年9月…全国一般宮城合同労組に加入。団体交渉を行い、同一賃金を要求したが決裂。

■2022年1月…労契法20条、パート有期法8、9条、14条違反で盛岡地裁に提訴。記者会見。

■2024年4月…盛岡地裁が高橋さんの請求を「契約社員の仕事は軽易で責任も軽い」、「賞与の目的は正社員の定着」として全面棄却。記者会見で抗議し、

控訴を表明。

■2024年8月…仙台高裁で第1回控訴審。次回弁論期日及び和解協議をもつことを確認。

■2024年12月…第2回控訴審で結審し、判決日を翌年2月20日とする。和解協議は継続。

■2025年1月…第4回和解協議で和解が成立。盛岡で記者会見。

2 盛岡地裁での敗訴と仙台高裁での反撃

1月29日、仙台高裁において口頭弁論と並行して行われていた第4回和解協議において高橋さんは、勝利的な和解を勝ち取ることができました。キステム本社行動、裁判傍聴、裁判官への署名活動によって高橋さんを励まし支援してこられた全国の皆様に感謝し、御礼申し上げます。

高橋さんは昨年4月、非正規労働者への賃金差別を

全面的に容認した盛岡地裁による判決に屈せず全国の皆様に支えられて、仙台高裁に控訴。責任ある仕事をしていることを示す証拠多数を提出して新たな闘いを開始しました。控訴審では、同じ営業所で働く同じ非正規職の警備員3名の方々が高橋さんの頑張りと共に鳴し、高橋さんが正社員と同じ仕事を遂行していた事実を記載した陳述書を仙台高裁に提出してくれました。皆様の厚いご支援と同僚の方々の力添えが実を結び、以下の通りシステムに解決金60万円を支払わせ、均等待遇に向けた努力義務を課すことができました。

また、当初システム側が求めた口外禁止条項（守秘義務）を退けたことにより、裁判闘争の全過程を明らかにし、多くの方々と共有することができました。

以下、和解文（2項及び5〜7項は手続きの項目につき省略します）

1 被控訴人は、控訴人に対し、本件解決金として60万円の支払い義務があることを認める。

3 被控訴人は、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第3条に事業主等の責務が定められていることをふまえて、短時間・有期雇用労働者について、その就業の実態等を考慮して、

適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善及び通常の労働者への転換の推進に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保を図り、当該短時間・有期雇用労働者がその有する能力を有効に発揮することができるよう、今後も継続して努める。

4 控訴人は、被控訴人の契約社員として定年後再雇用の継続を希望するときは、今後も、被控訴人の定める就業規則及びその他の社内ルールを遵守するとともに誠実に業務に取り組むことを約束する。

高橋さんは和解成立後の記者会見で「裁判は終わりますけど、非正規の人達の待遇改善に向けて何か力になることがあれば今後も続けていきたいと思っています。」と抱負を述べ、テレビニュースで放映されました。

昨年4月、盛岡地裁は判決文に臆面もなく、「2020年10月の大阪医科薬科大判決を判断枠組みとする」と記載して、個別事件の事実関係を審理するのではなく、最高裁判決を無理やり当てはめて高橋さんの請求を棄却しました。盛岡地裁が押し付けたこの最高裁判決も高橋さんと同じく賞与を支給されない非正規の女性事務職員

◆特集 女性の権利を世界基準に



支援者からお祝いの花束を受け取る高橋さん
2025年2月23日、仙台市

就業から5年目の労働契約書に「次回は契約を更新しない」旨の「不更新条項」を記載したり、就業規則に「勤務継続の上限を5年とする」といった記載を行ったりすれば、無期転換を逃れて雇止めできるとした判決が最高裁を頂点に出されています。労働契約法18条が定めた就業5年目での無期転換ルールを無力化し雇止めを可能とする司法の判定です。使い捨て可能な非正規労働者を維持するための脱法行為を裁判所が認めてしまっています。

資本にとって非正規労働者の価値は低賃金で働かせ、かつ雇止めができることです。600兆円を超えるまでに増えた大企業の内部留保の源泉は、非正規労働者を増大させたことにあるとも言えます。非正規労働のうまみを失わせる同一労働同一賃金や、無期転換権の行使による待遇改善は、資本の利益追求と本質的に相いれないものです。また、無期転換をクリアしても、賃金条件の据え置きが普通に行われています。非正規労働者及び無期転換後も変わらない低賃金層の労働者は彼らにとって決して手放せない宝であり、であればこそ、あらゆる理屈をつけて無権利状態を維持させようとしています。

また、違法を規制すべき裁判所がこのところ、「労使間の紛争に介入しない労使の自治を尊重」、「賃金は経営判断に委ねるべき」として、差別を見て見ぬふりをしてるのが現状です。非正規労働者の権利闘争を推進するにあたって、個別企業との闘いを超え、司法の場での反撃体制を構築する必要性を強く感じます。私たちは高橋さんの5年間の闘いを全国で共有し次の闘いに生かさなければなりません。

(ほしの けんたろう)